

# 指定施設(病院等)における 不在者投票の手引

令和6年12月

この手引きの様式は、コピーして使用してください。

武蔵村山市選挙管理委員会事務局

# は し が き

公職選挙法は、投票所における選挙当日の投票を原則としていますが、その例外として、病院、老人ホーム、障害者支援施設等に入所中の選挙人が、不在者投票管理者（施設長、病院長等）の管理下で投票する不在者投票制度等を設けています。

この手引は、不在者投票管理者が行う事務処理について解説したものです。

不在者投票の手続きは、公正・公平を旨としており、手続きを誤ると投票が無効となるおそれがあります。この手引きを十分ご活用いただき、その管理に遺漏がないようご配慮をお願いいたします。

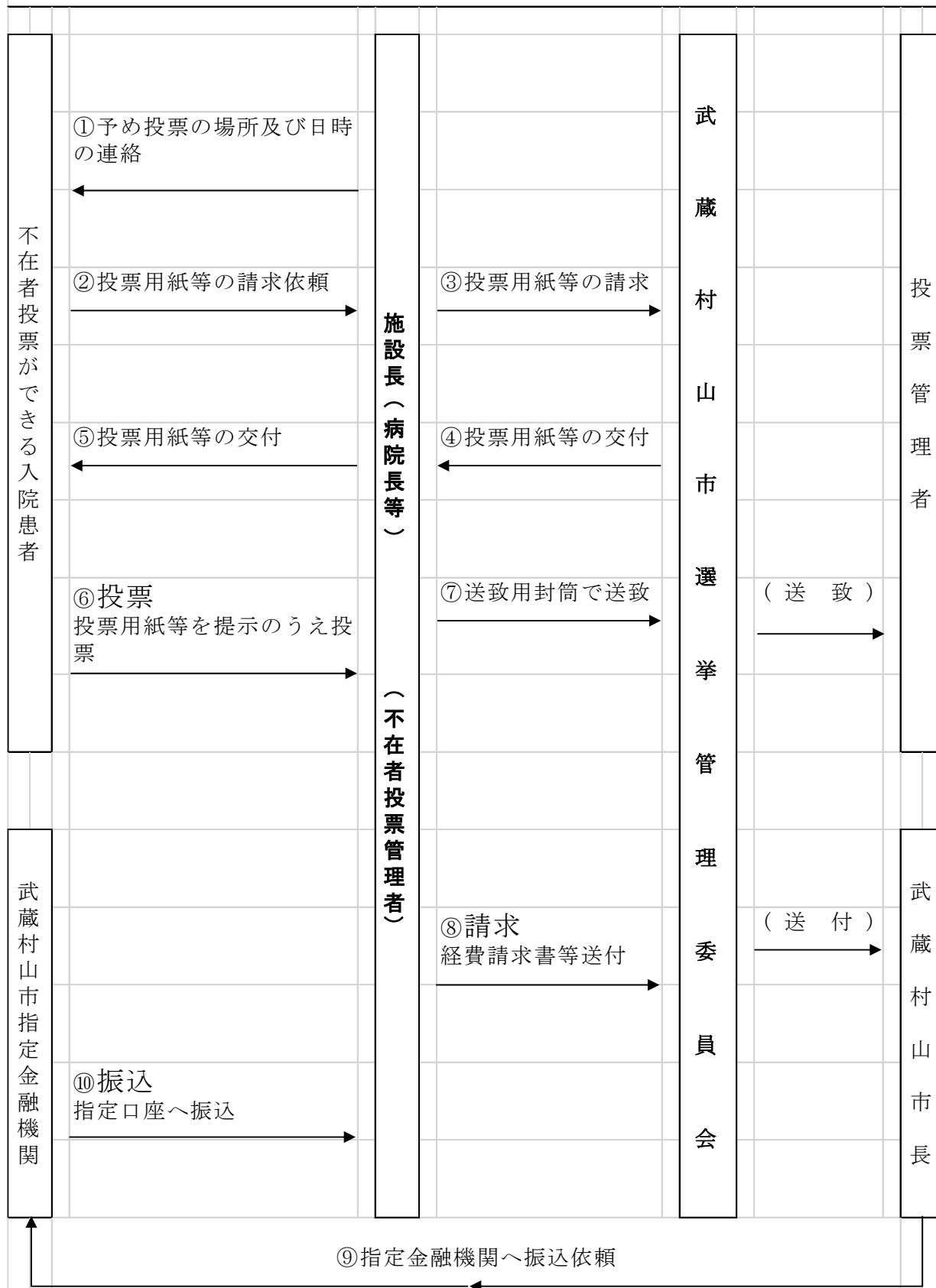
武蔵村山市選挙管理委員会

# 不在者投票図解

●この図は、不在者投票と経費請求のあらましを簡略に図式化したものです。予定月日等を記入するなど、不在者投票管理事務の一助としてお使いください。

●数字は事務の順序を示しています。

●⑥の投票にあたっては、その管理手続きに十分ご配慮ください。



# 目次

第1	不在者投票制度について	1
1	不在者投票制度とは	1
2	不在者投票管理者とは	1
3	指定病院で不在者投票のできる選挙人は	2
4	不在者投票が認められている選挙の種類は	3
5	不在者投票管理者がしてはならない選挙運動は	3
6	投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止は	3
7	留意点	4
8	罰則	4
9	所要経費の請求は	5
10	不在者投票管理者から投票管理者に送られた不在者投票の効力は	5
第2	不在者投票の管理事務について	8
1	投票用紙等の請求をするには	8
2	投票用紙等を受理した時の処理は	9
3	投票の方法は	10
4	不在者投票の送致の方法は	14
5	記録	14
6	指定病院以外の施設で行う不在者投票の方法	15
7	その他	15
第3	経費（不在者投票郵送料・外部立会人報酬）の請求方法について	16
	諸様式	21

## 特にご注意ください事項

- ① 不在者投票の趣旨及び手続きについては、不在者投票事務を処理すべき担当事務職員は当然のことですが、入院患者等と日常接する看護職員にも、周知徹底してください。
- ② 指定病院等の長が代理して行う不在者投票用紙等の請求は、入院又は、入所中の選挙人からの依頼があったものに限られます。
- ③ 不在者投票用紙等の請求をした選挙人が退院、退所又は翻意し投票しなかった場合は、ただちに不在者投票用紙等を、交付元の区市町村の選挙管理委員会へ返送してください。  
なお、選挙人の意思を確認することなく、不要になった投票用紙を白票として投じることは違反になります。
- ④ 投票の際、投票用紙は必ず内封筒に入れてから封をし、その後、外封筒に入れて封をするように案内してください。（投票用紙は折らずに内封筒に入れられます。）
- ⑤ 不在者投票管理者はその業務上の地位を利用して、選挙運動をすることは禁じられています。例えば、病院長が、一般に不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反になります。

## 第1 不在者投票制度について

### 1 不在者投票制度とは

不在者投票制度は、法律で定められた一定の事由によって、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票することができない選挙人が、投票日の前（公示（告示）日の翌日から投票日前日までの間）でも投票することができる例外的な制度です。このうち、都道府県選挙管理委員会が不在者投票のできる施設としてあらかじめ指定した病院（介護老人保健施設を含む。以下同じ。）、老人ホーム等、一定の施設（以下「指定施設」といいます。）において、入所者（入院患者）が施設長（病院長等）の不在者投票管理者の下で行う投票が、指定施設における不在者投票制度です。

### 2 不在者投票管理者とは

すべての不在者投票は、選挙の公正を確保するため、不在者投票管理者のもとで行います。

この不在者投票管理者には、区市町村選挙管理委員会（以下「委員会」といいます。）の委員長、都道府県選挙管理委員会が指定する病院（以下「指定病院」といいます。）、老人ホーム、身体障害者支援施設、もしくは保護施設等の施設の長があたることになっています。

ただし、施設長（病院長当等）が候補者となったり、外国人であったり、あるいは事故があったり、欠けていたりした場合は、当該施設の長の職務を代理すべき者が、不在者投票管理者となります。

不在者投票管理者が行う事務は、必ずしも本人がすべて直接行わなければならないものではなく、適宜その補助者をして不在者投票管理者の管理のもとで、その事務を行わせることも可能です。

例えば、施設長（病院長等）が急用等で一時的に不在になった場合でも、職員が不在者投票管理者の管理のもとに、補助者として行うものであれば、事務を進行しても差し支えありません。

ただし、候補者となった施設長（病院長等）や外国籍の施設長（病院長等）は、不在者投票管理者となることはできません。

- 1 施設長（病院長等）は、不在者投票管理の事務を、他人に委任することはできません。
- 2 施設長（病院長等）が欠けた場合には（施設長（病院長等）が立候補したときも同様）、施設長（病院長等）の職務を代理すべき者が、不在者投票管理者になります。

なお、指定病院以外の指定施設において、当該施設の長が欠けた場合には、その職務を代理すべき者が、不在者投票管理者となります。

### 3 指定病院で不在者投票のできる選挙人は

(1) 次の①～④の条件に該当していて、投票日当日に本来の投票所へ行って投票することができない場合は、不在者投票ができます。

- ① 当該選挙の選挙権を有していること（一定の刑罰を受けている者等は、選挙権がありません。）。
- ② 選挙人名簿に登録されていること。
- ③ 指定施設に入院または入所中であること（通所のデイケアサービスを受けているだけでは、入院または入所中といえませんがその施設において不在者投票をすることはできません。）。
- ④ 歩行が困難な者（手術等により、投票日当日において歩行困難となることが見込まれる入院患者を含む。）。

なお、歩行が可能な入院患者であっても、選挙人名簿に登録されている投票区の区域外の病院に入院中であれば、不在者投票ができます。（法48条の2第1項第2号）

(2) 不在者投票は、投票日当日における選挙人の状態が投票できない状態であることを想定して行うものですから、投票用紙等の交付を受けた後、まだ投票を行わない間に、病気が治癒して退院した場合、その選挙人は、投票日当日、投票所に行って通常の方法による投票をすることになります。

その場合は、直ちに交付を受けた委員会に投票用紙等を返送してください。返送されていない場合、選挙人は期日前投票又は当日投票を行うことができません。

なお、通常の方法による投票をしない場合でも、投票用紙等は、その交付を受けた委員会に、必ず返さなければなりません。

- 1 投票所への歩行が可能かどうかは、医師の診断によります。外出が許可されない患者は不在者投票をさせていただきます。
- 2 歩行可能な入院患者が、選挙人名簿に登録されている同一投票区内の指定病院に入院している場合は、不在者投票を行うことができません。
- 3 入院患者の家族等の付添人等は、その指定病院で不在者投票をすることはできません。

#### 4 不在者投票が認められている選挙の種類は

不在者投票が認められている選挙（各種投票を含む。）は次のとおりです。

- ① 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙
- ② 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査
- ④ 一の地方公共団体にのみ適用される特別法制定の投票（日本国憲法第95条、地方自治法第261条）
- ⑤ 地方公共団体の議会の解散請求に伴う投票（地方自治法第76条第3項）
- ⑥ 地方公共団体の議員、長の解職請求に伴う投票（地方自治法第80条第3項、同法第81条第2項）
- ⑦ 合併特例法による法定合併協議会設置の賛否投票

#### 5 不在者投票管理者がしてはならない選挙運動は

不在者投票指定施設における選挙運動については、公職選挙法による一般の選挙運動に関する制限のほか、次のような制限がありますので十分ご注意ください。

- (1) 不在者投票に関し、その者の業務上の地位（日常の職務上有する影響力）を利用して選挙運動をすることは禁止されています。
- (2) 投票の内容に関する発言は、選挙人の投票の秘密を犯すこととなりますのでご注意ください。

#### 6 投票記載所における選挙運動用ポスターの掲示禁止は

- (1) 何人も、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、候補者のポスターを掲示することができません。

投票を記載する場所とは、投票記載場所を設けた場所と一体をなす施設の全部を指すのであり、入院患者が起居できないため、ベッド等において投票させる場合は、そのベッドのある部屋にもポスターを掲示することができません。

- (2) 上記(1)に違反して掲示されたポスターは、病院の管理者が撤去できます。また、投票記載場所とは関係のない場所でも、施設内に無断で掲示されたポスターについては撤去できます。

いずれにしても、入所者（入院患者）が投票する施設においては、投票記載場所以外であっても、特定候補者のポスター等を掲示することは適当ではないので、そのようなことがないように十分な配慮をしてください。



## 7 留意点

- (1) 選挙人本人に代わって不在者投票の投票用紙等を請求いただく場合は、必ず本人に請求するか否かの意思確認をお願いします。
- (2) 施設内の投票記載場所の設置にあたっては、投票の秘密が守られるように特段の配慮をお願いします。なお、重病者等の歩行困難な方については、病室等で投票することも可能ですが、この場合においても投票の秘密が確保できるように配慮願います。
- (3) 代理投票は、本人の意思により行うものであることを御留意いただくとともに、代理投票を行う際には、その投票を補助する者を投票事務従事者から2名選任し、1名が本人の意思を確認して投票用紙に記載し、もう1名がその内容を確認しなければなりませんので、手続に遺漏のないようにお願いします。
- (4) 投票は、選挙人の自由な意思に基づき適正に行われるべきものでありますので、不在者投票管理者が業務上の地位を利用して入所又は入院している方に対して選挙運動をすることや、不在者投票事務に従事する者が投票に際し干渉することは次節「8 罰則(2)④」による罰則をもって禁止されていますので、このようなことのないようにお願いします。

## 8 罰則

不在者投票について、次のような不正行為が行われたときは処罰されます。

- (1) 選挙人の不正行為
  - ① 不在者投票管理者、立会人に暴行もしくは脅迫を加え、投票を行う場所を騒擾<sup>そうじょう</sup>し、又は選挙関係書類等を抑留<sup>きかい</sup>、毀壊もしくは奪取したとき。(法 229)
  - ② 投票を行う場所に凶器を携帯して入ったとき。(法 232)
  - ③ 選挙人でない者が投票したり、氏名を詐称しその他詐偽の方法をもって投票をし、又はしようとしたとき及び投票を偽造したとき、又はその数を増減したとき。(不在者投票管理者についても同様に不正行為となります。)(法 237)
- (2) 不在者投票管理者、立会人、代理投票の際の代理記載者の不正行為
  - ① 不在者投票管理者が、故意にその職務執行を怠り、又はその職権を濫用して選挙の自由を妨害したとき。(法 226)
  - ② 不在者投票管理者が選挙人に対し、その投票をしようとし又は投票した被選挙人の氏名の表示を求めたとき。(法 226)
  - ③ 不在者投票管理者、立会人、代理投票の際の補助者が、選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したとき。(法 227)
  - ④ 投票を記載する場所において、選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名等を認知する

方法を行ったとき。(選挙人が同様の行為を行った場合も同じ。)(法 228)

⑤ 代理投票の際、候補者の氏名を記載すべきものと定められた者が、選挙人の指示するとおり記載しなかったとき。(法 237 の 2)

⑥ 立会人が正当な理由なく法律に規定する義務を欠いたとき。(法 238)

## 9 所要経費の請求は

不在者投票について所定の手続きが終了した場合には、不在者投票を完了した選挙人 1 人につき 1,073 円の経費（郵送料）が支払われます。投票用紙の交付を受けた方であっても、投票しなかった方は、支払いの対象人数になりませんのでご注意ください。

また、不在者投票管理者が外部立会人を選任し、謝礼及び旅費を支給した場合は、**日額 10,900 円を限度**に経費を請求することができます。

請求についての詳細は、「**第 3 経費(不在者投票郵送料・外部立会人報酬)**の請求方法について」(P. 16～)を参照してください。

経費の請求書の送付先は、次のとおりです。

選挙の種類	経費の請求先
・衆議院議員総選挙 ・参議院議員通常選挙	施設の所在地の <b>都道府県選挙管理委員会</b>
・上記以外の国会議員の選挙（補欠選挙等） ・都知事、都議会議員の選挙	その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する区市町村の属する <b>都道府県選挙管理委員会</b>
・区市町村長、区市町村議会議員の選挙	その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する <b>区市町村選挙管理委員会</b>

## 10 不在者投票管理者から投票管理者に送られた不在者投票の効力は

(1) 投票所における受理、不受理の決定

不在者投票については、投票の送致を受けた投票所の投票管理者が、次の事項を調査して受理、不受理を決定します。

なお、投票所閉鎖時刻(投票日当日午後 8 時)以降に送られてきた不在者投票は不受理となりますので、十分ご注意ください。

① 不在者投票をした者が、選挙の当日選挙権を有する者であるか。

② 投票用封筒の記載が完全であるか。

③ その不在者投票が正規の手続きによって行われているか。

せっかく不在者投票をしても、規定に違反していると正規の投票として取り扱われなかつ

たり、あるいは受理されなかつたりすることがありますので、誤りのないように処理してください。

(2) 受理された投票は

投票管理者は受理と決定した不在者投票について、外封筒から内封筒を取り出し、これを混同し投票人を特定できないようにした後、これを開封し、投票用紙を取り出し、直ちに投票箱に入れます。

このようにして、投票の秘密は守られるように配慮されています。

[参考]

選挙権と選挙人名簿の登録との関係について

(1) 選挙権の要件は、下記の積極的要件を具備していることを要するとともに、欠格事由(消極的要件)に該当していないことが必要です。

積極的要件：国会議員の選挙については、年齢満 18 年以上の日本国民であること。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、年齢満 18 年以上の日本国民で引き続き 3 か月以上同一区市町村に住んでいること。

消極的要件：禁錮以上の刑(執行猶予中の者を除く。)に処せられその執行が終わっていないことや、選挙犯罪等により刑に処せられ選挙権を停止させられていること(欠格事由)

(2) 各選挙において選挙人が実際に選挙権を行使するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙人名簿とは、選挙権のある者をあらかじめ登録しておいて、投票を円滑に行うとともに、投票の際、これと照合することによって二重投票の防止など選挙の公正を図ることを目的に委員会が調製する名簿のことです。

選挙権があっても選挙人名簿に名前が載っていなければ、その者は投票することはできません。

この名簿の登録は、日本国民で新たに年齢満 18 年に達した者(下記②の選挙時登録の場合は選挙期日に年齢満 18 年に達する者)、あるいは既に選挙権のある者で、その区市町村の住民基本台帳に 3 か月以上記録されている者(※)について委員会が次の時期に行います。

①毎年 3 月、6 月、9 月、12 月の 1 日現在(基準日)で調査し、登録日に登録する(定時登録)。

②選挙の都度、基準日及び登録日を定め、この基準日で調査し、登録日に登録する(選挙時登録)。

(※)当該区市町村の区域内から住所を移した年齢満 18 年以上の日本国民のうち、その者に係る登録区市町村等の住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上登録

区市町村の住民基本台帳に記録された者であって、登録区市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後、4か月を経過しない者についても登録されます。

(3) 一度調製された選挙人名簿は永久に据え置かれますので、選挙人は一度名簿に登録されますと抹消されない限り、その登録は永久に有効です。

ただし、他の区市町村へ住所を移した場合は、住所を移した後4か月を経過した時点でその区市町村の選挙人名簿から抹消されます。

なお、他の区市町村へ住所を移した場合、区市町村選挙では直ちに選挙権が喪失するため投票することはできませんが、国の選挙や都道府県の選挙においては、前住所地の選挙人名簿から抹消されるまでの間は、前住所地の区市町村において選挙権を行使することができます。

ただし、都道府県の選挙においては、この場合であっても投票するには、転入した現在住所のある区市町村長が発行する「引き続き区域内に住所を有することの証明書」の提示が必要となります。

また、これらのことについて、事務処理上不明な点がありましたら、委員会へお問合わせください。

## 第 2 不在者投票の管理事務について

### 1 投票用紙等の請求をするには

投票用紙と、その投票用紙を入れる投票用内封筒及び外封筒(以下「投票用紙等」といいます。)を次の要領により請求してください。

#### (1) 施設長(病院長等)が代理請求する場合 (P. 32「様式 5」)

- ① 施設長(病院長等)は入所者(入院患者)から依頼があったときは、入所者(入院患者)に代わって、その入所者(入院患者)が選挙人名簿に登録されている委員会の委員長に、投票用紙等の請求をしてください。

なお、『不在者投票用紙等請求書』(P. 34「様式 5 別紙」)はできる限り本人に記入させてください。本人自ら記入できない場合は、代理記入でも構いませんが、その場合は必ず備考欄に代理記入者の氏名を記入してください。

代理請求は、直接又は郵便であることを問わず、必ず『請求書』(P. 32「様式 5」)による文書で行ってください。

なお、請求書のコピーを取るなど、その文書の控えを必ず保存しておいてください。

- ② 入所者(入院患者)が船員である場合は、本人の所持する選挙人名簿登録証明書を委員会に提示して、必要事項の記載を受けなければなりません。

なお、この船員の投票用紙等の請求は、船員本人が選挙人名簿に登録されている委員会に対するほか、総務省令で指定する委員会(都においては中央区、港区、大島町)に対しても行えます。

この場合には、船員の選挙人名簿登録証明書のほか、船員手帳をあわせて提示することが必要です。

- ③ 投票用紙等の請求期間は、投票日の前日までですが、不在者投票は投票所閉鎖時刻(投票日の午後 8 時)までに、投票所に送付されないと受理されないため、なるべく早く投票用紙等を請求し、区市町村の委員会に投票を送付するようにしてください。(選挙期日の公示(告示)日でも請求はできます。)

また、同一の区市町村委員会に対して複数の入所者(入院患者)の投票用紙等の請求はできる限りまとめて請求するようにしてください。

施設長(病院長等)の代理人が請求する際は、その代理人であることを証明する書類となる『施設(病院)長代理証明書』(P. 36「様式 6」)を添えてください。なお、使者についてはこの書面は不要です。

(2) 入所者(入院患者)自身が請求する場合(P. 37「様式 7」)

投票用紙等の請求は、大部分が(1)に述べた代理請求になると思いますが、入所者(入院患者)が、自分で委員会に請求することがあります。

入所者(入院患者)は『宣誓書(兼請求書)』(P. 37「様式 7」)により、自分で選挙人名簿に登録されている委員会に請求することができます。この場合は投票しようとする指定施設名を併せて申し立て、また、点字によって投票しようとする場合にはその旨も申し立てる必要があります。

このように入所者(入院患者)自身が請求し、交付を受けたものについても、施設長(病院長等)が不在者投票管理者となります。

## 2 投票用紙等を受領したときの処理は

(1) 施設長(病院長等)が代理請求した場合

委員会は、請求を受けたときは、「投票用紙及び封筒」(封筒は内封筒(P. 39「様式 8」)と外封筒(P. 40「様式 9」)の2種類)を交付します。

この場合、委員会は、まず入所者(入院患者)が選挙人名簿登録者であることを確認したうえで、不在者投票事由に該当すると認めた者について交付します。

しかし、投票用紙等の請求時に必要な書類が整っていないと交付できませんのでご注意ください。(例えば、選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員についてこの証明書の提示をしない場合等。)

施設長(病院長等)は投票用紙等を受領したときは、『不在者投票実施記録簿兼請求内訳書』(P. 28「様式 3」)に記載し、その収受に誤りのないようにするとともに、受領後は速やかに入所者(入院患者)に投票用紙等を渡してください。

あらかじめ投票日時を設定し、一括して投票させる場合で、受領時から、投票するまでの間、投票用紙等を預かる場合は、その旨、入院患者本人の了解を得ておくとともに、厳重に保管してください。

投票用紙等を入院患者に渡すときは、授受関係を明確にしてください。

(2) 入所者(入院患者)自身が請求した場合

委員会が入所者(入院患者)あて郵送等により、直接投票用紙等を交付します。

この場合、委員会は、上記(1)の「投票用紙及び封筒」に加えて、『不在者投票証明書用封筒』(P. 42「様式 11」)に封入された『不在者投票証明書』(P. 41「様式 10」)を入所者(入院患者)に交付します。

この不在者投票証明書用封筒は、入所者(入院患者)が投票する際に不在者投票管理者に提

出しますが、これは施設長(病院長等)以外の何人も、開封することはできません。入所者(入院患者)が誤って開封したときは、その証明書は無効となり、不在者投票はできません。

- 1 「点字投票」として請求した場合は、点字投票用紙(国、都及び武蔵村山市の選挙の場合「点字投票」と赤色の表示あり)かどうか確認してください。
- 2 船員の場合には、「選挙人名簿登録証明書」も同時に返送されます。
- 3 投票用紙や不在者投票用封筒は、必ず入所者(入院患者)が選挙人名簿に登録されている委員会から送られてきたものを、本人に渡してください。
- 4 誤って他人の投票用紙等を渡さないよう特にご注意ください。

### 3 投票の方法は

#### (1) 投票の日程

不在者投票の投票用紙等の交付を受けた入所者(入院患者)は、公示(告示)日の翌日から選挙の期日の前日までの間に、施設長(病院長等)の管理のもとで投票しなければなりません。

なお、投票を終えた投票用紙は、投票日当日、当該投票所の閉鎖時刻(投票日の午後8時)までに施設長(病院長等)から、入所者(入院患者)が選挙人名簿に登録されている委員会を経て、その投票管理者の手元に届いていなければなりませんので、その間の所要時間を十分考慮し、なるべく早く投票させるようにしてください。

入所者(入院患者)が多数いるときは、あらかじめ投票日を設定し、一括して投票させることも効率的な方法ですが、この場合は、その日時、場所等を入所者(入院患者)に、あらかじめよく周知してください。

なお、投票日は、できる限り入所者(入院患者)に立候補者に関する何らかの情報(選挙公報等)が入手可能又は提供可能な日程で設定してください。

また、投票に立会うべき投票立会人(下記(2)②参照)にも、同様に投票を行う日程、場所等を連絡してください。

一括して投票させた後でも、個別に入所者(入院患者)から新たな申立てがあれば、不在者投票管理者として、不在者投票の手続きを速やかにすすめてください。

#### (2) 投票

- ・施設で投票できる日 公示(告示)日の翌日から選挙期日の前日までの間
- ・施設での投票時間 午前8時30分から午後5時までの間

投票の秘密保持が損なわれないようにしてください。また、その他の不正が行われないように注意してください。

- ① 入所者(入院患者)は、施設長(病院長等)の管理する投票記載場所において午前8時30分から午後5時までの間に投票することとなります。投票記載場所には机等を置き、机上には黒色鉛筆を備えるほか、他人が投票の内容を見たりするようなことができないように準備してください。

また、点字投票の必要がある場合には、点字器等も備えてください。(点字器が必要なときは委員会に申し出てください。)

なお、施設長(病院長等)が管理し、投票立会人が立会い、他人がその投票の記載を見たりする等の不正な手段が図られるようなことがなければ、病院内のどこで投票を行ってもかまいません。たとえば、重篤患者等の投票には、施設長(病院長等)が投票立会人とともに病室をまわり、ベッドの上等で投票させることも差し支えありませんが、必要もないのに全てベッドの上で行うことは避けてください。

- ② 施設長(病院長等)は、入所者(入院患者)が投票する際には選挙権のある者(満18歳以上の日本国民で公職選挙法第11条の欠格条項に該当しない者)を投票立会人として選任し、投票に立ち合わせる必要があります。投票立会人は投票用外封筒に必ず署名をしなければなりません。

この投票立会人は、単に選挙権を有すれば足りるのであって、必ずしもその不在者投票を行うべき選挙の選挙権を有していることを要しません。

また、施設長(病院長等)が投票立会人を選任する際は、委員会が選定した者など「外部立会人」を選任するよう努めなければなりません。

なお、「外部立会人」を選任する場合は、武蔵村山市選挙管理委員会にご連絡ください。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 施設長(病院長等)は、投票立会人を兼ねることはできません。</li><li>2 代理投票の補助者など不在者投票の事務に携わる者は、投票立会人になれません。</li><li>3 投票立会人は、投票用外封筒表面の「立会人」欄に署名(自書)する必要があります。</li></ol> |
|---|

(参考)公職選挙法

第11条 次の各号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 削除
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 四 公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条《受託収賄及び事前収



賄》から第 197 条の 4《あっせん収賄》までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成 12 年法律第 130 号)第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

2 この法律の定める選挙に関する犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者については、第 252 条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の定めるところによる。

3 (略)

③ 施設長(病院長等)は、まず入所者(入院患者)から投票用紙、投票用封筒(入所者(入院患者)自身で請求した場合は、これに加えて「不在者投票証明書」)の提示を受け、それを点検してください。

入所者(入院患者)自身が投票用紙等を請求したときは、投票の前に「不在者投票証明書」を封筒のまま受け取り、その封筒を開いて内容を調査し、その証明書の記載によって、入所者(入院患者)が本人であること、また投票用紙に記載がないことを確認してください。

なお、この証明書が入った封筒が既に開封されているとき、又は投票用紙に記載がされているときは、施設長(病院長等)はその入所者(入院患者)の投票を拒否しなければなりません。

拒否を受けた入所者(入院患者)が、更に不在者投票を行いたいときは、不在者投票証明書等を返還して、選挙人名簿に登録されている委員会の委員長のもとで投票するか、最初から手続きをやり直した上で、病院での投票ができます。ただし、投票用紙に記載がなされていた場合については、その入所者(入院患者)に記載を抹消させ(消しゴムで消す、二重線を引く等)、改めて点検してから本人に返却し、その場で再度投票させることができます。

点検する際、投票用紙等に何も記載されていないことを確認してください。

④ その投票用紙が正当に交付されたものであると確認し、その記載場所で当該選挙の候補者 1 人の氏名(衆議院比例代表においては 1 政党名、参議院比例代表においては名簿登載者 1 名の氏名又は 1 政党名、最高裁国民審査においては罷免を可とする裁判官に「×」の記号)を投票用紙に入所者(入院患者)自身が記載します。

次にこれを投票用内封筒に入れて封をし、さらにそれを投票用外封筒に入れて封をしますが、これらは全て患者自身が行います。最後にその表面に**署名**(必ず入所者(入院患者)の氏名を**自書**すること。)の上、提出を受けてください。

- 1 点字投票の場合は、点字により記載させます。
- 2 点字投票の場合は、あらかじめ外封筒に**点字で署名**させ、それから投票用紙を封入した内封筒を、外封筒に入れてください。

### (3) 代理投票

入所者(入院患者)が心身の故障等で、候補者の氏名等を自書できないときは、本人の申請に基づき、立会人の意見を聞いて、代理投票ができます。

その場合は、当該施設において投票事務に従事する者の中から、入所者(入院患者)の投票の記載を補助すべき者2人を、そのうちの1人が入所者(入院患者)にかわって、投票用紙にその入所者(入院患者)の指示する候補者氏名等を記載し、他の1人がこれに立ち会います。ここで補助者として立ち会う1人は、上記(2)②の投票立会人とは兼ねることはできません。記載の終わった投票用紙は、これを投票用封筒(内封筒、外封筒)に入れて封をし、外封筒の表面の「投票者欄」に、当該入所者(入院患者)の氏名を、その補助者が記入の上、提出を受けてください。

- 1 代理投票の補助者2名(投票用紙への記載をするものと、それに立ち会う者)は、投票事務に従事する者の中から施設長(病院長等)が指定します。
- 2 代理投票の補助者には特別の資格は必要ありません。補助者は投票立会人と異なり選挙権を有する者でなくても差し支えありません。
- 3 投票用外封筒表面の「立会人」欄に署名するのは上記(2)②の投票立会人であり、代理投票の補助者ではありません。

### (4) 代理投票の仮投票

入所者(入院患者)が心身の故障等で、候補者の氏名等を自書できないとして、代理投票を申請した場合、施設長(病院長等)がその理由がないと認めたときは、投票立会人の意見を聞いてその申請を拒否することができます。

しかし、この拒否の決定を受けた入所者(入院患者)が、その決定に不服である場合、あるいは代理投票することについて、投票立会人に異議がある場合には、施設長(病院長等)はその入所者(入院患者)に、「仮に投票させなければならない」ことになっています。

この場合、前項(3)の代理投票の方法により投票用紙に記載した者(代理記載人)の氏名を、投票用外封筒の表面の「投票者欄」に、入所者(入院患者)の氏名とともに自書させたいうえで、提出を受けてください。

なお、代理投票の仮投票を委員会に送付する際には、代理投票を拒否した理由、入所者(入

院患者)又は投票立会人の異議の要旨等を書面にしたものを、あわせて送付してください。

投票用外封筒の表面の「投票者欄」には、代理投票の仮投票の場合のみ、代理記載人の氏名の自書が必要となります。

普通の代理投票の場合には、選挙人(入所者(入院患者))の氏名のみを記載します。

#### (5) 入所者(入院患者)が投票しないとき

投票用紙を請求し、交付された入所者(入院患者)が投票しない場合は、投票用紙等を必ず回収し、その理由を併記して請求先の委員会に返送してください。

## 4 不在者投票の送致の方法は

入所者(入院患者)は、投票の記載を終えた後、投票用紙を内封筒(P. 39「様式 8」)に入れ封をします。その後これを外封筒(P. 40「様式 9」)に入れ、封をして投票者氏名を自書し、施設長(病院長等)に渡します。施設長(病院長等)は、所要事項を記載した上、投票立会人に署名をさせ、これを他の適当な封筒に入れます。この際、『不在者投票送付書』(P. 44「様式 13」。区市町村委員会から交付された類似の様式をすでにお持ちの場合、そちらをお使いいただいても構いません。)に必要事項を記入し、同封した上で封をします。その表面に赤で「投票在中」の表示をして、裏面には病院名・所在地を記載し、入所者(入院患者)が選挙人名簿に登録されている区市町村の委員会に、直接持参するかレターパック・速達で郵送してください。

なお、入所者(入院患者)自身が投票用紙等を請求した場合には、その入所者(入院患者)から提出された「不在者投票証明書」も同封してください。

同一区市町村の選挙人名簿に登録されている選挙人が2名以上ある場合には、送致用封筒に同封して一括送付してください。

所定の投票所への送致時刻について、不在者投票は、入所者(入院患者)が、選挙人名簿に登録されている委員会を経て、投票所の投票管理者の手元に、投票日当日の投票所閉鎖時刻(投票日の午後8時)までに到着しなければなりません。投票所閉鎖時刻後に送られてきた投票は受理されませんので、この時刻に遅れないよう委員会に早めに送付してください。

投票は、遅くとも投票日の前日までに、本人が選挙人名簿に登録されている区市町村の委員会に到着するよう送付してください。なお、郵送による場合は、郵送日数の余裕を見てください。

## 5 記録

不在者投票を実施したときは、『不在者投票実施記録簿兼請求内訳書』(P. 28「様式 3」)を作成し、そのてん末を記録しておいてください。

この記録簿は、法令に定められたものではありませんが、郵送料の請求、代理投票の件数調査

等の問い合わせのため、必ず作成しておいてください。

## 6 指定病院以外の施設で行う不在者投票の方法

- (1) 指定された老人ホーム、身体障害者支援施設、若しくは保護施設に入所中の選挙人についても前記の手続きに準じて投票を行うことができます。
- (2) この場合、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長が不在者投票管理者となります。
- (3) 上記(2)の者に事故があり又は欠けた場合には、これらの者の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

## 7 その他

不在者投票を行うためには、一般の投票と同様その入所者(入院患者)が選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されていない者が投票用紙等を請求しても交付されません。したがって、投票用紙等を請求するときは、その入所者(入院患者)が選挙人名簿に登録されていることを本人に確認する必要があります。

本来投票は、投票日に投票所で行うのが原則です。不在者投票はこの例外であり、制度の運用に当たっては、厳格な手続が求められていることは前述のとおりです。各位におかれましては、公平・公正な管理に十分留意のうえ、適正な事務処理をお願いいたします。

なお、不在者投票事務に関し、ご不明の点がありましたら武蔵村山市選挙管理委員会〔042-565-1111(代)〕にお問い合わせください。

### 第3 経費(不在者投票郵送料・外部立会人報酬)の請求方法について

今回実施される武蔵村山市長選挙の経費(不在者投票郵送料・外部立会人報酬)の請求先は、武蔵村山市選挙管理委員会事務局です。

なお、投票を完了しなかった場合は、経費支払の対象となりませんのでご注意ください。

#### 1 経費の請求先

〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1 武蔵村山市選挙管理委員会事務局 TEL : 042-565-1111 (内線 233)
--

#### 2 支払方法

口座振替による支払

#### 3 提出書類

請求する経費により、提出書類が異なりますのでご注意ください。

##### (1) 郵送料の請求に必要な書類

- ① 請求書(郵送料用)(P. 22「様式 1-1」)
- ② 債権者登録兼支払金口座振替依頼書(P. 26「様式 2」)
- ③ 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書(P. 28「様式 3」)の写し

※ ①と③は、糊で接合し、接合部分に施設長(病院長)の印又は私印を押印してください  
(P. 43「様式 12」参照)。

##### (2) 外部立会人報酬の請求に必要な書類

- ① 請求書(外部立会人報酬用)(P. 24「様式 1-2」)
- ② 債権者登録兼支払金口座振替依頼書(P. 26「様式 2」)
- ③ 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書(P. 28「様式 3」)
- ④ 外部立会人に係る区市町村選挙管理委員会の選定通知の写し
- ⑤ 外部立会人から受領した謝礼金等領収書の写し

#### 4 書類作成上の注意

##### (1) 請求書(様式 1-1、1-2)について

###### 【請求金額】

- ① 郵送料(様式 1-1)については、投票を完了したかたが算定の対象となります。投票用紙等の交付請求をしたかたでも、投票をしなかった場合は算定の対象となりません。なお、投票を完了した後に死亡された場合は、算定の対象となります。
- ② 外部立会人報酬(様式 1-2)については、実際に病院等から外部立会人に支払った金額が請求の対象となります。ただし、実際に支払った金額が、勤務時間ごとの報酬上限額(P. 30「様式 4」)を超える時は、上限額を超えて請求することはできません。

###### 【請求者】

- ① 請求者とは不在者投票管理者(病院の院長、老人ホームの長等)です。法人等の代表者である理事長ではありません。施設名の記載に関しては、略称等を用いず、必ず正式名称を楷書でご記入ください。理事長が施設長(病院長)等を兼務している場合も、請求者のある「施設長(病院長等)」の肩書を記載してください。
- ② 請求者印は、施設(病院)の印ではなく、施設長(病院長)の印又は、施設長(病院長)の私印を押印してください。

##### (2) 債権者登録兼支払金口座振替依頼書(様式 2)について

- ① 指定口座欄には、金融機関に登録した口座名を正確に記入してください。
- ② 請求者の住所・氏名欄には、請求書に記入した施設の所在地・施設名・施設長(病院長等)等の氏名を正確に記入し、請求書と同じ印を押してください。(印については金融機関の届出印である必要はありません。)
- ③ 請求者と指定口座名義が異なる場合は、「委任状」が必要ですので、様式 1 の委任状欄に記入してください。

##### (3) 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書(様式 3)について

- ① 投票を完了した選挙人を確認するため写しを必ず提出してください。
- ② 様式 3 については、パソコン等で作成しても差し支えありません。ただし、記載項目の漏れがないようご注意ください。

#### 5 請求期限

選挙期日(投票日)後、概ね 2 週間以内に請求書を送付してください。

## 6 支払時期

請求後、概ね1か月後になりますので、ご了承ください。

※ 事務の都合上、さらにお時間をいただく場合があります。各施設における会計事務の都合上、支払時期を把握する必要がある場合は、武蔵村山市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

## 7 その他

- (1) 訂正した箇所には、必ず訂正印(請求印と同じもの)を押してください。
- (2) 請求にかかる書類に不備がありますと、訂正・再送付をお願いすることになりますので、添付書類や記載内容に十分ご注意ください。
- (3) 送付した書類の複写(様式3は原本)は、必ずお手許に保管してください。

(次のページのチェックシートをご活用ください。)

チェックシート

- 請求者は、不在者投票管理者である「施設長（病院長等）」になっていますか?（「理事長」が兼務している場合も、請求権のある「施設長（病院長等）」の肩書きを記載してください。）
  
- 請求書（様式 1）の「所在地」「施設名」「請求者氏名」が、債権者登録兼支払金口座振替依頼書（様式 2）の依頼人欄にも正確に記載されていますか?
  
- 提出書類に使用した「印」は、全て同じものですか?（使用するの、施設長（病院長等）の私印又は公印です。）銀行届出印である必要はありません。
  
- 振込先口座名義が請求書の「施設名・請求者氏名」と一文字でも違う場合は、必ず委任状（様式 1 の下段）が必要です。記入漏れはありませんか?
  
- 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書（様式 3）の添付漏れはありませんか?（内容の記載漏れはありませんか?）



